

## 料金の新旧対照表

### ○使用料の改定（平成20年4月～）

（ ）内は平成20年3月までの料金

#### ●市民会館ホール使用料

区分\時間	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
平日	10,570円 (8,810円)	13,220円 (11,020円)	13,220円 (11,020円)	23,790円 (22,040円)	26,440円 (22,040円)	37,010円 (33,060円)
土曜日 日曜日 祝日	11,730円 (9,780円)	14,670円 (12,230円)	14,670円 (12,230円)	26,400円 (24,460円)	29,340円 (24,460円)	41,070円 (36,690円)

※規定時間を超えて使用した場合は、その超えた時間1時間につき3,020円(2,520円)を徴収する。

#### ●新習志野公民館陶芸窯使用料

区分	使用料金
素焼き	960円 (800円)
本焼き	1,200円 (1,000円)

#### ●富士吉田体育館使用料

	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
高校生以下	700円 (580円)	880円 (730円)	1,050円 (880円)	1,580円 (1,310円)	1,930円 (1,610円)	2,630円 (2,190円)
一般	1,400円 (1,170円)	1,760円 (1,470円)	2,110円 (1,760円)	3,160円 (2,640円)	3,870円 (3,230円)	5,270円 (4,400円)

#### ●富士吉田青年の家使用料

使用者	区分	単位	金額	
			市内	市外
小中学生	宿泊料	1人1泊	200円	600円
高校生	宿泊料	1人1泊	350円 (300円)	710円 (600円)
青年	宿泊料	1人1泊	910円 (760円)	1,820円 (1,530円)
一般	宿泊料	1人1泊	1,090円 (910円)	2,180円 (1,820円)

#### ●谷津バラ園入園料

区分	単位	使用料金		
		小学生及び中学生	高校生以上65歳未満の者	65歳以上の者
5月1日～ 11月15日	1人1回	100円	360円 (300円)	180円 (150円)
11月16日～ 翌年4月30日	1人1回	50円	180円 (150円)	90円 (70円)

●勤労会館体育場部分使用料

時間	9時～12時		12時15分～14時15分		14時30分～16時30分	
区分\使用者	高校生	一般	高校生	一般	高校生	一般
3分の2	440円 (370円)	880円 (740円)	340円 (290円)	700円 (590円)	340円 (290円)	700円 (590円)
2分の1	330円 (280円)	670円 (560円)	260円 (220円)	540円 (450円)	260円 (220円)	540円 (450円)
3分の1以下	210円 (180円)	440円 (370円)	160円 (140円)	360円 (300円)	160円 (140円)	360円 (300円)

●勤労会館施設使用料

施設\時間		9時～12時		12時15分～14時15分		14時30分～16時30分	
研修室(1室につき)		130円	(310円)	90円	(210円)	90円	(210円)
和室(1室につき)		40円	(230円)	30円	(150円)	30円	(150円)
トレーニング室	一般	260円	(220円)	180円	(150円)	180円	(150円)
	市内在住 65歳以上	130円	(110円)	80円	(70円)	80円	(70円)
会議室A	全室	270円	(630円)	180円	(420円)	180円	(420円)
	3分の2室	180円	(420円)	120円	(280円)	120円	(280円)
	3分の1室	90円	(210円)	60円	(140円)	60円	(140円)
会議室B		70円	(180円)	50円	(120円)	50円	(120円)
テニスコート(1面につき)		1,120円	(940円)	750円	(630円)	750円	(630円)

○手数料の改定(平成20年4月～)

( )内は平成20年3月までの料金

●交付手数料

区分	金額
習志野市民証	360円 (300円)
急病診療所の診断書等	610円 (510円)
急病歯科診療所の診断書等	610円 (510円)

●自転車等移送保管料

区分	金額
自転車	2,770円 (2,310円)
原動機付自転車	5,540円 (4,620円)

●一般廃棄物処理手数料（動物の死体処理手数料を除く）

種別	処理区分	金額		
し尿	一般家庭世帯便槽			
	1世帯4人までにつき	月額	750円	(630円)
	1世帯4人を超える場合 1人増すごとに	月額	188円	(157円)
	2便槽以上ある場合 1便槽増すごとに	月額	750円	(630円)
	臨時収集	1回	930円	(780円)
	一般家庭特殊便槽			
	1世帯につき	月額	930円	(780円)
	1回の収集量が180リットルを 超える場合	36リットルにつき	188円	(157円)
	2便槽以上ある場合 1便槽増すごとに	月額	930円	(780円)
	臨時収集	1回	930円	(780円)
	上記2つの便槽以外のもの			
	アパート、寮その他これらに 準ずるものに設置されている便槽	36リットルにつき	188円	(157円)
	学校、駅舎、工場、事業所、商店 等で多数の者が出入りし、又は 勤務する建築物に設置され、かつ これらの者が使用する便槽	36リットルにつき	378円	(315円)
	浄化槽汚泥	市長が指定する場所へ搬入する場合	10キログラムにつき	8.82円
その他の 一般廃棄物	市の処理施設に搬入する場合	10キログラムにつき	190円	(170円)
	家庭廃棄物のうち規則で定める 粗大ごみを市が収集、運搬及び 処分をする場合	10キログラムにつき310円(280円)を基準とし、 1,550円(1,400円)を超えない範囲で規則で 定める額		

●産業廃棄物処分費用

種別	処理区分	金額		
産業廃棄物	市が処分する場合の産業廃棄物	10キログラムにつき	200円	(189円)